

例 言

1 この「業態別規模別適用状況調」は、厚生年金保険の適用状況を把握し、厚生年金保険制度の運営及び改善のための基礎資料として利用することを目的として、厚生年金保険の適用事業所について、業態別・規模別の適用状況を調査したものである。

ただし、平成 27 年 10 月 1 日から新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に係る適用のデータは平成 29 年 9 月 1 日現在の数値に含まない。また、それ以前の数値は、被用者年金一元化以前の厚生年金保険に係る数値である。

2 本調査における厚生年金保険の数値は、船員たる被保険者を除いた値である。

3 [短時間労働者]

1 週間の所定労働時間または 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること。

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

④ 学生でないこと。

⑤ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体または従業員数が 501 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 500 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

[賞与支給事業所数]

9 月 1 日現在の適用事業所のうち、前年 9 月から当年 8 月までに標準賞与額の決定があった事業所数。

[賞与支給延被保険者数]

9 月 1 日現在の適用事業所において前年 9 月から当年 8 月までに標準賞与額の決定があった被保険者の延数。

[標準賞与額の 1 回当たりの平均]

9 月 1 日現在の適用事業所において前年 9 月から当年 8 月までに決定された標準賞与額の総額を、賞与支給延被保険者数で除した値。

※短時間労働者に係る標準賞与額は、当年 9 月 1 日時点で短時間労働者であった者について、前年 9 月から当年 8 月において短時間労働者の期間に支給された標準賞与額をいう。

4 事業所の業態は、「日本標準産業分類」に基づき定めている「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」を使用している。業態分類標準と日本標準産業分類との比較対照表を巻末の別表に掲げたので、参照されたい。

5 事業所の規模は、事業所に使用されている被保険者の数による。

6 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）

「—」は計数のないもの

「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの

「*」は人数が少ないため、個人情報保護の観点から掲載していないもの